

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の六十（）」を「百分の五十七・五（）」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十五号

東京都北区北とぴあ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区北とぴあ条例施行規則（平成元年九月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「第二条第三項又は第四項」を「第二条の四第三項又は第四項」に改める。

第十六条第一項ただし書中「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

別表第三楽器の項中

	五〇 四
	五〇 五
	五〇 五
	五〇〇
、	五〇 〇 、
	五〇 五
	五〇 五
	五〇 五
、	五〇 四 五 、
、	五〇 四 五 、
、	五〇 五 〇 、
、 六	五〇〇〇 〇 、 六
、 〇	五〇 〇 〇 、 〇
、 〇	五〇 〇 〇 、 〇

を

に改め、同表さくらホール舞

五〇一四
五〇一
五〇一
一一〇
五〇四〇
五一一
五一一
五一一
五〇七
五七〇
〇九〇
一一〇
四八〇
四八〇

台設備の項中

五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五
八一一
六一〇
六一〇
一〇一一〇、一
六一〇
一〇一一〇、一
一五四〇
一一三一一〇
一〇一一〇、一
一一〇五〇
七、一一〇〇
一〇、一一八〇
一一〇五〇
五、一四〇

を

五〇一一
五〇四〇、一
五〇一一
八四〇
六三〇
六三〇
一〇四〇、一
六三〇
一〇四〇、一
一五七〇
一一五一一〇
一〇四〇、一
一一〇九〇
七、三四〇
一〇、四八〇
一一〇九〇
五、二四〇

に改め、同表つ

じホール舞台設備の項中

を

に改め、同表その他の舞台

設備の項中

五〇四一、五
三、〇八〇五
一〇一一〇五
五〇一五
五〇一六
五〇五二

五、一一四〇五
三、一四〇五
五一一〇五
一〇四〇五
一〇四一、五
三、一四〇五
五、一一四〇五

五〇一一〇、一
一〇〇一
五〇五
五〇五
一〇〇一
五〇五
五〇五
一一〇〇五
一一〇〇五
三〇〇五
五〇五
一一〇五〇、一一
一一〇五〇、一一
一一〇五〇、一一
一〇〇一
一一〇〇五
一〇〇一
一五〇一
一〇〇一
五〇五
一五〇一

一〇四〇、一
一一一
五〇
五〇
一一一
五〇
五〇
一一一
一一一
三一一
五〇
一一〇五〇、一一
一一〇五〇、一一
一一〇五〇、一一
一一一
一一一
一一一
一五〇一
一一一
五〇
一五〇一

を

に改

田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

め、同表さくらホール照明設備の項中

田〇八〇、三	田〇二〇、一	田〇四五、一	田〇一一、四	田〇五〇、二	田〇七五、二	田〇二六、四	田〇五〇、二	田〇七五、二	田〇八〇、三	田〇〇三	田〇一一、四	田〇五〇、二	田〇一五	田〇二八	田〇八五〇、三	田〇四五〇、一	八、二二〇田
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	------	------	---------	---------	--------

を

田〇四一、三	田〇四〇、一	田〇七五、一	田〇九一、四	田〇九〇、二	田〇六二、二	田〇七一、四	田〇九〇、二	田〇六二、二	田〇四一、三	田〇一一	田〇一九〇、四	田〇九〇、二	田〇二五	田〇四八	田〇三四、三	田〇七六〇、一	八、二八〇田
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	---------	--------	------	------	--------	---------	--------

に改め、同表つ

つじホール照明設備の項中

一	一	一	一	一		一		一〇	五	一	一	一	一	一		一		一〇	五
---	---	---	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---	---	---	--	---	--	----	---

め、同表さくらホール音響設備の項中

正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、

を

正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、

に、

二点吊りマイク装置	エレベーターマイク装置
一基	一基
一回	一回
一、〇二〇円	六一〇円
マイク別	マイク別

を

二点吊りマイク装置
一基
一回
六三〇円
マイク別

に、

正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、

を

正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、
正〇〇〇〇、

に、

め、同表つつじホール音響設備の項中

跳ね返りスピーカー	一台	一回	五一〇円	
-----------	----	----	------	--

を

跳ね返りスピーカー	一台	一回	五二〇円	
拡声装置	一式	一回	五〇〇〇円	

に改

三点吊りマイク装置	一基	一回	一、〇二〇円	マイク別
エレベーターマイク装置	一基	一回	一、〇二〇円	マイク別
ワイヤレスマイク装置	一C h	一回	一、〇二〇円	
ワンポイントステレオコ	一本	一回	二、〇五〇円	スタンドを含む

を

三点吊りマイク装置	一基	一回	一、〇四〇円	マイク別
ワイヤレスマイク装置	一C h	一回	一、〇四〇円	
ワンポイントステレオコ	一本	一回	二、〇九〇円	スタンドを含む

に改

拡声装置

一式

一回

三、〇〇〇円

め、同表その他の音響設備の項中

五〇一五
五〇五〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五

を

五〇一五
五〇五〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五
五〇一五
五〇一五

に改め、

同表映写設備の項中

五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一

を

五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一

に改め、同表飛鳥ホール設

備の項中

音響セット

一式

一回

一、〇二〇円

ダブルカニセツ・

音響セット	エアモニタマイク (録音用)	マイクロホン(スイッチ付)	補助スピーカー	
一式	一本	一本	一台	
一回	一回	一回	一回	
一、 〇四〇円	四一〇円	四一〇円	二〇〇円	
二壁レCトダマ 台ス Dーブイ ・ピヤ・台ル 天 Mカニ 井カーDセ本 ス 台プッ・	可用音響のセ ミット使用	を可含、者響 のセミット使 用	二壁 台ス ピー カー	ピ二壁レCト 台ス Dー カ・ピヤ・台 天 M 井カーD ス 台プ

に、

を

! , ○ ! ! ○

! , ○ ○ ○ ○

L

○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ

○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ
○ ㄷ

一本

四二〇円

音を響ける者、その使用を含む。タミントン使用。

一式

—
□

四
一
〇
円

可 用 音
者 響
の セ
み ツ
使 ト
用 使

一本

一
回

四
一
〇
円

音響セツト使用
可用者のみ使用
可能、そのタ
を含む。

を

正〇〇〇
正〇〇
正〇〇〇
正〇〇
正〇〇
正〇〇〇
正〇〇

を

正〇〇〇
正〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇

に改め、同表その他

正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇

に改め、同表ドームホール設備の項中

正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇
正〇〇〇

を

の設備の項中

仮設ステージ（さくら・つじ・飛鳥・カナリア・スカイ・ペガサスホール）	一枚	一回	二五〇円
仮設ステージ（展示ホール）	一台	一回	一〇〇円
音響反射板（飛鳥・カナリア・スカイ・ペガサスホール）	一式	一回	五一〇円

を

仮設ステージ（ペガサスホール）	一台	一回	二六〇円
仮設ステージ（展示ホール）	一台	一回	一一〇円
音響反射板（飛鳥・ペガサスホール）	一式	一回	五二〇円

に、

（多 目 的 ル ー ム）	音響セ ット
一 式	一 式
一 回	二 時 間
一、 〇 二 〇 円	一、 〇 二 〇 円
マ イ ク 二 本 ・ 台	パ ワ ー ア ン プ ・ 台
カ セ ッ ク レ ー タ イ プ	カ セ ッ ク レ ー タ イ プ
一 台	一 台
二 台	二 台
ピ ャ ー タ イ プ	ピ ャ ー タ イ プ

カー台 C マ セ ック ト 一本 ・	カー台 D セ ック ト 二本 ・	カー台 E セ ック ト 一本 ・	カー台 F セ ック ト 一本 ・
一、 〇 二 〇 円	一、 〇 二 〇 円	一、 〇 二 〇 円	一、 〇 二 〇 円

を

マ イ ク 二 本 カ セ ャ ャ マ イ ク 二 本 カ セ ャ ャ	一、 〇 四 〇 円	一、 〇 四 〇 円	一、 〇 四 〇 円
---	---	---	---

に、

音響セット (展示ホール)	
一式	
一回	
一、〇四〇円	
マイク二本 カセット一台	

に、

ビデオ装置(第一研修室)	
一式	音響セット (展示ホール)
一回	一式
三、〇八〇円	一回
	マイク二本 カセット一台

を

一、〇二〇円	
ベース・ギター・アンプ マイク二本・ スピーカー二 台	
を	
六二〇円	
ベース・ギター・アンプ マイク二本・ スピーカー二 台	

に、

音響セット (多目的ルーム)	
一式	
一回	
一、〇四〇円	
マイク二本 CDプレーヤー 一台・スピーカー二台	

に、

_____を_____

—

別記第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

別記第五号様式及び第六号様式

別記第十三号様式から第十九号様式までを次のように改める。

別記第十三号様式から第十九号様式まで

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区北とびあ条例施行規則別表第三の規定は、

この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、
同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十六号

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区赤羽会館条例施行規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号を次のように改める。

一 施設使用料

ア 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつた場合 全額

イ 区の都合によつて使用承認を取り消した場合 全額

ウ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

エ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつた場合 五割

二 附帯施設使用料

前号アからエまでに掲げる場合 全額

別表第二中「三、三九〇円」を「三、四六〇円」に、「五、六五〇円」を「五、

一

七六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、

四	
〇	、
四	
二	

M D プ レ ー ヤ ー	C D プ レ ー ヤ ー	M D プ レ イ ヤ ー	C D プ レ ー ヤ ー	レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	レ ク チ ャ ー 卓 (ア ン プ 付)
一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	一 台 一 回	マ イ ク 一 本 付
五 二 〇 円	五 二 〇 円	五 一 〇 円	五 一 〇 円	七 二 〇 円	四 一 〇 円
講 堂 用	講 堂 用				

五〇五
五〇一ノ
五〇一ノ
五〇一〇〇ノ
五〇〇一

を

五〇一〇五
五〇五〇ノ
五〇一〇五
五〇ノ
五〇一〇一
五〇ノ
五〇ノ
五〇一ノ
五〇一〇五
五〇一〇五
五〇五〇ノ
五〇一〇一

に、

一〇五
一〇五
一〇五
五〇五
〇〇五
五〇五

を

「

に、

「

二〇〇円	二〇〇円	五〇円	一〇〇円
------	------	-----	------

」

を

「

二一〇円	二一〇円	六〇円	一一〇円
------	------	-----	------

」

に、

「

展示パネル

」

一枚一回

一一〇円

「

雪かご

」

一式一回

三〇〇円

「

展示パネル

」

一枚一回

一〇〇円

「

エレク トーン

」

一台一回

一、七四〇円

「

に、

「

八二〇円	一、七四〇円
------	--------

」

を

「

八四〇円	一、七八〇円
------	--------

」

に、

「

を

」

D V D プ レ ー ヤ ー	一 台 一 回	一、〇四〇円	講堂用
椅子	一脚一回	五〇円	ハイバック用
に、 を に、			
スクリーン	一枚一回	二一〇円	ホールその他用
スクリーン	一枚一回	五二〇円	講堂用
O H P	一式一回	五一〇円	
スポットライト	一台一回	五一〇円	五〇〇ワット脚付
スクリーン	一枚一回	二〇〇円	携帯用
スクリーン	一枚一回	五一〇円	サウンド用
を			

D V D ・ ビ デ オ プ レ ー ヤ ー

一 台 一 回

一、〇四〇円

大・小ホール用

改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区赤羽会館条例施行規則別表第二の規定は、

この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯施設使用料について適用し、
同日前に承認した使用に係る附帯施設使用料については、なお従前の例による。

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十七号

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号を次のように改める。

一 施設使用料

ア 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつた場合 全額

イ 区の都合によつて使用承認を取り消した場合 全額

ウ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

エ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつた場合 五割

二 附帯設備使用料

前号アからエまでに掲げる場合 全額

別表第二中「四、一一〇円」を「五、〇〇〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、

円」に、

五 一 〇 円	二 〇 〇 円
------------------	------------------

を

五 二 〇 円	二 一 〇 円
------------------	------------------

に、「五、一四〇円」を「五、

表彰盆	プロジェクター	スクリーン	舞台スクリーン
一枚	一式	一枚	一枚
一回	一回	一回	一回
一一〇円	二、〇八〇円	五二〇円	一、〇二〇円
	レーザー光源型		

の
よ
う
に
加
え
る。
○

○ ㊦
○ ㊦
㊦ ○ ㊦
㊦ ○ ㊦
○ ㊦
㊦ ○ ㊦
㊦ ○ ㊦
㊦ ○ ㊦
○ ㊦
○ ㊦

に改め、同表大ホール舞台設備の部に次

三ノ〇八〇	一〇〇	一ノ〇一〇	六ノ〇	五ノ〇	一ノ〇一〇	一ノ〇一〇	一ノ〇一〇
-------	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-------

を

二四〇円」に、

四一〇四

四二〇四

五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇四〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇一〇〇
五〇四〇〇

に、

ストリップライト	一台	一回	二〇〇円	一〇〇W・八灯
ストリップライト	一台	一回	三〇〇円	一〇〇W・十二灯
スクリーン	一枚	一回	五一〇円	
エフェクトマシン	一式	一回	一、一三〇円	種板含む。
ミラーボール	一式	一回	六一〇円	

を

エフェクトマシン	一式	一回	一、一五〇円	種板含む。
ミラーボール	一式	一回	六三〇円	

に改

め、同表大ホール照明設備の部に次のように加える。

パーライト	一台	一回	五三〇円	
ポータブルデイマー	一式	一回	五三〇円	

別表第二中

五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五

を

五〇一五
五〇一五
五〇一五
五〇一〇、一
五〇一五

に、

レコーダー	MDレコーダー	レコードプレーヤー	レコーダー	仮設スピーカー	マイクスタンド	ダイレクトボックス	音響セット（小ホール） （四〇六和室）
一台	一台	一回	一回	一回	一回	一回	一式
一、〇四〇円	五一〇円	五一〇円	一、〇五〇円	一一〇円	五三〇円	一、〇二〇円	
BC・D・S・D・U・S							CDプレイヤー マイク二本・カセ

に、

を

音響セット（小ホール）	音響セット（四〇六和室）	映像セット（小ホール）	ビデオプロジェクター（小ホール）	ミラーボール（小ホール）
一式	一式	一式	一台	一台
一回	一回	一回	一回	一回
一、五七〇円	一、〇四〇円	二、〇五〇円	一、五四〇円	三〇〇円
Cツマ Dトマイク プレーヤー	プリメイン Cツマ Dトマイク プレーヤー	ビデオテープレコーダー	ビデオプロジェクター	

に、

を

ポータブルプレーヤー	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="486 248 758 577">一、 〇二〇円</td><td data-bbox="758 248 1029 577">一、 〇二〇円</td><td data-bbox="1029 248 1118 577">二〇〇円</td></tr> <tr> <td data-bbox="486 577 758 981">パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台</td><td data-bbox="758 577 1029 981">デジタルシンク二台・スピーカー二台</td><td data-bbox="1029 577 1118 981">ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。</td></tr> </table>	一、 〇二〇円	一、 〇二〇円	二〇〇円	パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台	デジタルシンク二台・スピーカー二台	ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。	
一、 〇二〇円	一、 〇二〇円	二〇〇円						
パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台	デジタルシンク二台・スピーカー二台	ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。						
一式								
一回	を							
五一〇円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="397 1158 804 1480">一、 〇四〇円</td><td data-bbox="804 1158 1118 1480">一、 〇四〇円</td><td data-bbox="1118 1158 1208 1480">二一〇円</td></tr> <tr> <td data-bbox="397 1480 804 1883">パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台</td><td data-bbox="804 1480 1118 1883">デジタルシンク二台・スピーカー二台</td><td data-bbox="1118 1480 1208 1883">ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。</td></tr> </table>	一、 〇四〇円	一、 〇四〇円	二一〇円	パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台	デジタルシンク二台・スピーカー二台	ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。	
一、 〇四〇円	一、 〇四〇円	二一〇円						
パワートアンプ・マイク二本・イヤート一台・CDプレイヤー二台	デジタルシンク二台・スピーカー二台	ギターアンプ・ベスアンプ・譜面台含む。						
MDC カセットレコーダー		パワートアンプ・天吊スピーカー						

に、

レクチャー卓	オーバーヘッドプロジェクター
一式	一式
一回	一回
四一〇円	五一〇円
本	スクリーン付
アンプ・マイク	

四一〇円	四一〇円
------	------

を

四二〇円	四二〇円
------	------

に、

カラオケセット	ビデオプレーヤー	ポータブルプレーヤー	ライン入力回路
一式	一式	一式	一式
一回	一回	一回	一回
一、二六〇円	四二〇円	五二〇円	二一〇円
ワゴン型	Dブルーレイ・DV	Cドラジオカセットレコーダー	

カラオケセット	
一式	
一回	
一、〇二〇円	
ポータブル型	Dプレーヤー

に、

を

設備の部に次のように加える。	<table><tr><td>㊦〇〇↓</td></tr><tr><td>㊦〇〇↓</td></tr><tr><td>㊦〇〇↓↓</td></tr><tr><td>㊦〇〇↓</td></tr><tr><td>㊦〇㊦㊦ ↓ ↓</td></tr><tr><td>㊦〇〇↓↓</td></tr><tr><td>㊦〇↓㊦</td></tr></table>			㊦〇〇↓	㊦〇〇↓	㊦〇〇↓↓	㊦〇〇↓	㊦〇㊦㊦ ↓ ↓	㊦〇〇↓↓	㊦〇↓㊦										
	㊦〇〇↓																			
	㊦〇〇↓																			
	㊦〇〇↓↓																			
	㊦〇〇↓																			
	㊦〇㊦㊦ ↓ ↓																			
	㊦〇〇↓↓																			
㊦〇↓㊦																				
鏡	一台	一回	一一〇円	に改め、同表その他の	に、	を														
<table><tr><td>レクチャー卓</td><td>一式</td><td>一回</td><td>四二〇円</td><td>アンプ・スピーカー 内蔵・卓上マイク一本</td><td>スクリーン付</td><td>スクリーン付</td></tr><tr><td>プロジェクト（大ホールを除く。）</td><td>一台</td><td>一回</td><td>一、〇四〇円</td><td>スクリーン付</td><td></td><td></td></tr></table>							レクチャー卓	一式	一回	四二〇円	アンプ・スピーカー 内蔵・卓上マイク一本	スクリーン付	スクリーン付	プロジェクト（大ホールを除く。）	一台	一回	一、〇四〇円	スクリーン付		
レクチャー卓	一式	一回	四二〇円	アンプ・スピーカー 内蔵・卓上マイク一本	スクリーン付	スクリーン付														
プロジェクト（大ホールを除く。）	一台	一回	一、〇四〇円	スクリーン付																
<table><tr><td>ビデオテレビ</td><td>一式</td><td>一回</td><td>一、五四〇円</td><td>テレビ・VTR・DVD</td><td>スクリーン付</td><td>スクリーン付</td></tr><tr><td>プロジェクター</td><td>一台</td><td>一回</td><td>五一〇円</td><td>スクリーン付</td><td></td><td></td></tr></table>							ビデオテレビ	一式	一回	一、五四〇円	テレビ・VTR・DVD	スクリーン付	スクリーン付	プロジェクター	一台	一回	五一〇円	スクリーン付		
ビデオテレビ	一式	一回	一、五四〇円	テレビ・VTR・DVD	スクリーン付	スクリーン付														
プロジェクター	一台	一回	五一〇円	スクリーン付																

譜面台	一台	一回	六〇円	
ピアノ補助台	一台	一回	一一〇円	

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区滝野川会館条例施行規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立元氣ぷらざ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十八号

東京都北区立元氣ぷらぎ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立元氣ぷらぎ条例施行規則（平成十年六月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「次の各号に」を「次に」に、「に係る温水プールの使用料の額は、同表のおとな（高齢者を除く。）の項に掲げる使用料（二時間を超えて使用する場合は超過時間に係る使用料を含む。以下同じ。）の額から五割を減額した額とする」を「については、温水プールの使用料（一時間を超えて使用する場合は超過時間に係る使用料を含む。以下同じ。）を同表のおとな（高齢者）の項に掲げる使用料に減額する」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九十九号

東京都北区体育館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区体育館条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式を次のように改める。

年 月 日

東京都北区体育館トレーニングルーム定期使用申請書

東京都北区体育館トレーニングルーム

住 所

氏 名

電 話

区 内 居住 ・ 在勤 ・ 在学 （いずれかに○）

※区内在勤・在学の場合

勤務先又は学校： _____

年 月 日から

箇月

年 月 日まで

承認番号

上記のとおり申請します。

東京都北区長 殿

区内居住・在勤・在学確認書類（申請者記入不要）

【区内居住】

☐マイナンバーカード

☐運転免許証

☐その他（ _____ ）

【区内在勤】

☐在勤証明書

☐その他（ _____ ）

【区内在学】

☐学生証

☐その他（ _____ ）

別記第十六号様式中「五」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区体育館条例施行規則別記第七号様式及び第十六号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの規定にかかわらず、体育施設を使用しようとする者のうち、当該体育施設において条例第三条第二項第二号に規定する営利を目的とする行為を行おうとするものは、東京都北区立体育施設営利使用申請書（別記第六号様式の二）により、区長に申請するものとする。

第十条第一項中「第七項」を「第八項」に改める。

付則第二項を削り、付則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中

一	東京都北区立王子プール
二	東京都北区立東田端プール
三	東京都北区立谷端プール
四	東京都北区立西ヶ原プール
五	東京都北区立桐ヶ丘プール

を

- | | |
|---|--------------|
| 一 | 東京都北区立王子プール |
| 二 | 東京都北区立谷端プール |
| 三 | 東京都北区立桐ヶ丘プール |

に改める。

別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

申請年月日 年 月 日

東京都北区立体育施設営利使用申請書

東京都北区長 殿

登録番号：

予約番号：

代表者氏名：

申請者氏名：_____

連絡先：

連絡先（自・勤）：_____

団体名：

住所：

下記のとおり申請いたします。

事業名							
事業目的							
事業内容							
参加費・入場料				物品販売		有 ・ 無	
No.	施設名	使用年月日	時間	帯	使用料	ナイター料	振替
					備考		
1							有・無
2							有・無
3							有・無

※使用料振替のある場合は、振替欄有に○を付けてください。

施設使用料	
-------	--

--	--

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 団体の役員名簿等
- 3 収支予算書
- 4 その他（チラシ等）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の東京都北区立体育施設条例施行規則第九条第八項の規定による申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区スペースゆう条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百一号

東京都北区スペースゆう条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区スペースゆう条例施行規則（平成十五年十二月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇円」を「五二〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区スペースゆう条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に承認する使用に係る附帯設備使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る附帯設備使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百二号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「四、九三〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、三九〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区立公園条例施行規則別表第四の規定は、この規則の施行の日以後に承認する利用に係る有料公園施設の使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）について適用し、同日前に承認した利用に係る有料公園施設の使用料については、なお従前の例による。

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十二日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第百三号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則

第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に依じて、それぞれ次の表の下欄を「次の各号に掲げる場合の区分に依じ、当該各号」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がな
い場合 三百六十万四千円

二 加算対象扶養親族等がある場合 三百六十万四千円に次に掲げる額を加算した額

イ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者（七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に

規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）の数に三十八万円を乗じて得た額

ロ 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四十八万円を乗じて得た額

ハ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に六十三万円を乗じて得た額

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第五条の規定は、令和七年一月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給については、な適用し、令和六年十二月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四百号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に当該扶養親族等」の下に「（三十歳以上七十歳未満の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」を「同法」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和七年一月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、令和六年十二月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第百五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百六号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

五 令和六年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金追加支給事務実施要綱（令和六年十二月十三日六北福地第五千四百九十四号）第七条第四項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給するエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金

別表まちづくり部住宅課住宅計画係長の項中「まちづくり部住宅課住宅計画係長」を「まちづくり部住宅課住宅政策係長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百七号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四十九条及び法施行規則第五十四条」を「第四十二条、法施行規則第四十九条、法施行規則第五十四条及び法施行規則第五十五条の二」に、
「要支援認定及び要支援更新認定」を「要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

介護保険 要介護・要支援認定 申請書（新規・更新・変更）

* 申請日は区が受理した日となります。
(該当するものに☑する)

東京都北区長 殿

次のとおり申請します。

年 月 日記入

申請区分	新規	更新	介護	変更	転入
	☐	☐	☐	☐	☐

申請 (代行) 者	フリガナ 氏 名	該当に○ (本人・配偶者・子・親族・民生委員・市町村職員・その他・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・ 指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院) (担当者名)
	住 所	〒 電話番号 ()

被 保 険 者 (本 人)	被保険者番号	0 0 0	個人番号	
	フリガナ			
	氏 名	年 月 日生 (男 ・ 女) 歳		
	住 所	〒 電話番号 ()		

現 在 の 認 定	要介護度区分	要支援 1 ・ 2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	現 在 の 居 所	該当するものに☑ ☐ 自 宅 ☐ 家族宅 ☐ 病 院 ☐ 施設 ☐ その他
	有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
	※14日以内に他の自治 体から転入した場合は 記入	転出元自治体(区市町村)名 [] 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか ☐ はい ☐ いいえ 「はい」の場合、申請日 年 月 日		

変更申請の場合、その理由	☐ 前回認定時より著しく悪化 ☐ 前回認定時より著しく改善 (※どちらかに☑する) 具体的に ()
--------------	--

過去6ヶ月間に介護保険 施設、医療機関等への 入院、入所した場合に 記入	入院・入所施設名 期間 年 月 日から 年 月 日まで 所在地
	入院・入所施設名 期間 年 月 日から 年 月 日まで 所在地

主 治 医	医療機関名	主治医 氏名 (診療科目)
	所在地	〒 電話番号 ()

※医療保険加入者であることを確認できるものを提示又はその写しを添付（40歳から64歳までの医療保険加入者は添付必須）

医療保険者名	医療保険被保険者 記号番号	医療保険被保険者 枝番
特定疾病名 ※40歳から64歳までの医療保険加入者のみ記入		

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適正な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を北区から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を作成した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

(本人氏名) (代筆者氏名) 関係 ()

※以下は記入不要です。

区処理欄					記載なし	記載あり				提示	添付	なし	申請種別
	受付	入力	点検	資格	区→医	忘れ 不明 拒否 その他 []	代理権確認 登記 委任状 被保証 なし その他 []			身元確認 個人 2点 運転 居宅 被保証 年金 医療証 []			窓 郵 担当者印 補記

第七号様式 附 除

第九号様式中「東京都七区長 様」を「東京都七区長 殿」に改め、「・指定介護療養型医療施設」を削り、「から 年 月 日」を「から 年

「	「
月 日 まで」に、	「から
被保険者証	被保険者 記号・番号
を	に、
」	」

64歳」を「から64歳まで」に、「医療の被保険者証」を「医療保険加入者であることとを確認できるもの」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第九号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百八号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一中「第三条」の下に「、第二十二条」を加える。

別表三から別表五までを次のように改める。

別表三（第十条第一項関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき。	二、〇八〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき。	二、〇八〇、〇〇〇円に次に掲げる額を加算した額 一 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを

除く。）及び当該生計維持児童の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額	二 当該加算対象扶養親族等（七十歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四八	〇、〇〇〇円を乗じて得た額	三 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に五三〇、〇〇〇円を乗じて得た額
----------------------------------	---	---------------	---

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加算対象扶養親族等 条例第四条第一項第一号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。
- 二 生計維持児童 条例第四条第一項第一号に規定する児童をいう。
- 三 七十歳以上同一生計配偶者 七十歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。
- 四 老人扶養親族 所得税法に規定する老人扶養親族をいう。

五 特定扶養親族等 所得税法に規定する特定扶養親族及び十九歳未満の控除対象扶養親族をいう。

別表四（第十条第一項関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき。	二、三六〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき。	二、三六〇、〇〇〇円に次に掲げる額を加算した額 一 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額 二 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四四〇、〇〇〇円を乗じて得た額 （一の規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額

備考 この表において、加算対象扶養親族等、生計維持児童及び老人扶養親族とは、別表三に規定する加算対象扶養親族等、生計維持児童及び老人扶養親族をいう。

別表五（第十条第二項関係）

	から六〇、〇〇〇円を減じた額
区分	金額
加算対象扶養親族等がないとき。	二、三六〇、〇〇〇円
加算対象扶養親族等があるとき。	二、三六〇、〇〇〇円に次に掲げる額を加算した額 一 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に三八〇、〇〇〇円を乗じて得た額 二 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に四四〇、〇〇〇円を乗じて得た額 （一の規定により算定された額がない場合にあつては、

当該乗じて得た額から六〇、〇〇〇円を減じた額

備考 この表において、加算対象扶養親族等及び老人扶養親族とは、別表三に規定する加算対象扶養親族等及び老人扶養親族をいう。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表三から別表五までの規定は、この規則の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百九号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成十五年三月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第百十号

東京都北区役所庁舎管理規則の一部を改正する規則

東京都北区役所庁舎管理規則（昭和五十七年六月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第六条中「、第四庁舎」を削る。

別表第四庁舎及びその敷地の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。